

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 13 日

(あて先)  
さいたま市長

提出者

住 所 埼玉県さいたま市緑区馬場一丁目10番地2

氏 名 株式会社西川興業

代表取締役 西川 達也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-874-4374

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社西川興業
事業場の所在地	埼玉県さいたま市緑区馬場一丁目10番地2
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	6億3千万円
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート片その他(コンクリートがら、アスコンがら、路盤廃材) → 破砕(委託) → 再生砕石、路盤材として再利用</li> <li>・その他がれき類 → 破砕(委託) → 再生砕石、路盤材として再利用</li> <li>・建設汚泥 → 脱水・コンクリート固化(委託) → 再生建設資材として再利用</li> <li>・木くず → 破砕(委託) → チップとして再利用</li> <li>・廃プラスチック類 → 破砕・梱包又は焼却(委託) → リサイクル原料として再利用又は熱回収、再利用不可能なものは最終処分場にて埋立処理</li> </ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
本店のみ 代表取締役	
↓	
取締役専務	
↓	
土木部主任	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
別紙1 (第2面) のとおり	
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	別紙1 (第2面) のとおり
(これまでに実施した取組)	
別紙1 (第2面) のとおり	
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	別紙1 (第2面) のとおり
(今後実施する予定の取組)	
別紙1 (第2面) のとおり	
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 弊社は、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の8品目を扱っており、品目ごとの収集を行うことにより多品目の混在を最小限に抑え、石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物等の混入有無につき分別を徹底して行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別する品目を追加する予定は無し、分別方法は現状の分別を徹底して継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		該当品目無し	
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) <b>特になし</b>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <b>実施予定なし</b>		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		該当品目無し	
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) <b>特になし</b>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) <b>実施予定なし</b>			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		該当品目無し	
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙2（第4面）のとおり	
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2（第4面）のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙2（第4面）のとおり		

【目標】			
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	木くず
全処理委託量	4.0 t	20.0 t	15.0 t
優良認定処理業者への 処理委託量	4.0 t	5.0 t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	10.0 t	15.0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	5.0 t	t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず	コンクリート片その他 (アスコンがら)
全処理委託量	0.5 t	0.3 t	900.0 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0.5 t	0.1 t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	0.1 t	900.0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	0.1 t	t
産業廃棄物の種類	コンクリート片その他 (コンクリートがら)	コンクリート片その他 (路盤廃材)	その他がれき類
全処理委託量	90.0 t	200.0 t	80.0 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	90.0 t	200.0 t	80.0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>優良認定処理業者を委託先とする選定を行っているが、距離的、コスト的に厳しい状況であるが選定は今後も行っていくたい。</p> <p>また、再生建設資材や原料として利用ができない品目については、委託先を熱回収業者等の環境配慮に特化した事業者を選定することも視野に検討していきたい。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 (第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現 状	【前年度（令和6年度）実績】		
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	木くず
排 出 量	6.47 t	27.125 t	18.0 t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリート片その他（アスコンがら）
排 出 量	1.695 t	0.5 t	1388.4 t
産業廃棄物の種類	コンクリート片その他（コンクリートがら）	コンクリート片その他（路盤廃材）	その他がれき類
排 出 量	134.96 t	246.42 t	147.728 t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>優良認定処理業者の選定は低調ではあるが、受注する公共工事のほとんどが土木工作物に関する工事であるため、路盤廃材やがれき類が多く、そのすべてが運搬先の合材工場等において再生利用の材料となっている。また、木くずにおいては中間処分場にてウッドチップとして再生利用されている。これらの品目の合計の割合は、排出量全体の約98%となっている。</p>			
計 画	【目標】		
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	木くず
排 出 量	4.0 t	20.0 t	15.0 t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリート片その他（アスコンがら）
排 出 量	0.5 t	0.3 t	900.0 t
産業廃棄物の種類	コンクリート片その他（コンクリートがら）	コンクリート片その他（路盤廃材）	その他がれき類
排 出 量	90.0 t	200.0 t	80.0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>燃料代や建設資材等のコスト高騰による制約はあるが、優良認定処理業者の選定引き続き検討していく。併せて、再生利用可能な品目以外での熱回収可能業者を選定の選択肢に入れることを検討したい。</p> <p>請け負う工事により排出量が左右されるが排出量に関わらず、今後も選定する中間処理施設については、再生利用に特化した施設の選定を継続していく。</p>			

別紙2 (第4面)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現 状	【前年度（令和6年度）実績】		
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	木くず
全処理委託量	6.47 t	27.125 t	18.0 t
優良認定処理業者への処理委託量	4.37 t	0.35 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	27.125 t	18.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリート片その他（アスコンがら）
全処理委託量	1.695 t	0.5 t	1388.4 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	1388.4 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
産業廃棄物の種類	コンクリート片その他（コンクリートがら）	コンクリート片その他（路盤廃材）	その他がれき類
全処理委託量	134.96 t	246.42 t	147.728 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	134.96 t	246.42 t	147.728 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>さいたま市内もしくは隣接市にある中間処分施設を選定し運搬しているが、木くずが大量に排出したため今回一度ではあるが、木くずの中間処分をしている群馬県の事業者へ収集運搬と処分を委託した。(再生利用の事業者)</p> <p>主に土木工事で排出されるコンクリート片やがれき類が多いため、特に再生建設資材を製造している中間処理施設を選定し運搬している。</p>			